

外国人観光客誘客促進業務 公募型プロポーザル募集要領

この募集要領は、大船渡市、住田町（以下「1市1町」という。）が連携して実施する「外国人観光客誘客促進業務」（以下、「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者に要求する業務の仕様等について明らかにするとともに、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

大船渡・住田定住自立圏共生ビジョンに基づき、大船渡市、住田町が連携し、1市1町が誘客に取り組む台湾をターゲットとしたファムトリップ及び現地でのセールスコール等を実施することで、当地への更なる来訪者の増加を目的とする。

本業務の実施に当たっては、業務遂行のためのノウハウを有し、かつ、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

外国人観光客誘客促進業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

(4) 予算上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額(10%相当)を含む）

※ 予算上限額は1市1町の合計額であり、契約は1市1町それぞれとの負担割合に応じた金額による締結となるので注意すること。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の内容と同種又は類似する業務を行った実績を有していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等と関わりがないこと。

4 提案手続及び結果通知スケジュール

内容	日程
① 募集要領等の公表（HP上）	令和8年8月20日（木）
② 質問の受付期限	令和8年8月27日（木） 午後4時
③ 参加申込書の提出期限 ※本プロポーザルに参加する意思表示	令和8年9月3日（木） 午後4時
④ 企画提案書の提出期限 ※仕様に基づいた提案書の提出期限	令和8年9月16日（水） 午後4時
⑤ 書類審査及び契約相手候補の決定	令和8年9月30日（水） 予定
⑥ 結果通知	令和8年10月5日（月） 予定

応募資格に係る申立書【様式6】を除き、各種申請書類への押印は不要とする。

(1) 提案募集の期間

令和8年8月20日（木）から令和8年9月16日（水）午後4時まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

ア 期 限

令和8年8月27日（木） 午後4時まで

イ 方 法

質問書【様式1】により、電子メールで受け付ける。

ウ 連絡先

ofu_kanko@city.ofunato.iwate.jp

エ 回 答

回答については、質問を受け付けた日から2営業日以内に電子メールで行うほか、随時、本市ホームページ上に公開する。（※8月27日（木）に受け付けた質問については、8月28日（金）中に回答する。）

(3) 参加申込書の提出

ア 期 限

令和8年9月3日（木） 午後4時 必着（電子メール、郵送又は持参）

イ 提出物

（ア）参加申込書【様式2】

（イ）参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）

（ウ）過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料

ウ 部 数

原則、電子データでの提出とする。郵送又は持参の場合、提出部数は1部とする。

エ 提出先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
大船渡市商工港湾部観光交流課 あて

オ 参加申込書提出に係る留意点

- ・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。
なお、提案を辞退した場合においても、1市1町に係る他の案件での入札には一切影響がない。
- ・提案は、1事業者当たり1件とする。

(4) 企画提案書の提出

ア 期 限 令和8年9月16日(水)午後4時 必着（電子メール、郵送又は持参）

イ 提出物

- (ア) 企画提案書【様式4】
- (イ) 事業者の概要【様式5】
- (ウ) 執行体制図（任意様式）
- (エ) 業務実施方針（任意様式、2ページ以内）
- (オ) 業務実施計画（任意様式、2ページ以内）
 - ・実施手順
 - ・実施工程
- (カ) 見積書（任意様式）
 - ・内訳書を添付すること。
- (キ) 応募資格に係る申立書【様式6】
- (ク) 定款
- (ケ) 財務状況のわかる直近の書類
- (コ) 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等）
- (サ) 業務執行計画書
- (シ) その他、提案企画の説明に必要な資料

ウ 提案書の形式

- (ア) 用紙サイズは、A4版とする。
- (イ) 電子データで提出するとともに、郵送又は持参により1部提出すること。

エ 提出先 上記参加申込書提出先と同じ

オ その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用する
ことはない。

(5) 書類審査及び契約候補者の決定

ア 審査方法

提出された書類について、企画提案選考委員会で内容を精査した上で契約候補者を選定する。

なお、最得多点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

イ 審査基準

- ・実施方針（業務内容、提案内容の的確性、独創性等）

- ・実施計画（実施手順、実施工程の妥当性等）
- ・業務遂行能力（組織体制、執行体制、業務実績等）
- ・見積書（適正価格、業務実施計画との整合性等）
- ・その他、本業務の遂行に当たっての有用な提案

(6) 結果通知

ア 日 程 令和8年10月5日(月)予定

イ 方 法 電子メールにより書面で通知する。

なお、審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契約

(1) 契約手続

ア 受託者は、1市1町それぞれの財務規則に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

イ 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、1市1町と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、1市1町の予算の範囲内の額とする。

(5) 支払条件等

本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は委託契約金額の5割の範囲内で前金払を受けることができる。

(6) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、1市1町の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(7) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - イ 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合
 - オ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - カ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について 1 市 1 町職員が聞き取りを行う場合がある。
 - (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
 - (4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。
 - (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市商工港湾部観光交流課 佐藤、村上

T E L : 0192-27-3111（内線 160）／ F A X : 0192-26-4477

E-mail : ofu_kanko@city.ofunato.iwate.jp